

毒物及び劇物取締法に基づく運転要員確保の基準の改正について

1. 審議事項

毒物又は劇物の長距離にわたる運搬時における運転要員確保の基準に関して、ILO 基準や当該基準を基に規定される厚生労働省告示、他の関係法令の規定等と整合性の確保を図り、運転距離に基づく基準から運転時間に基づく基準に改めることについて検討する。

2. 現行の規制及び国内・海外の規制状況

(1) 現行の規制について

- ① 毒劇法においては、同法施行令第40条の5第2項で定める毒物又は劇物（施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物。黄燐ほか全23種。）を車両を使用して1回につき5,000kg以上運搬する場合の運転者の確保について、運転する距離に応じた②の基準を定めている。
- ② 同項第1号において「厚生労働省令で定める距離を超えて運搬する場合（毒劇法施行規則第13条の2において基準*を定めている。最長で340km(高速道路使用時)。）には、車両1台について運転者のほか交替して運転する者又は助手を同乗させること」とされている。

* 具体的には、次式のDの値が1を超える場合に、交替して運転する者又は助手を同乗させなければならない。

$$D = \frac{d_1}{340} + \frac{d_2}{200}$$

d1：高速自動車道による運搬距離（単位 km）

d2：普通自動車道による運搬距離（単位 km）

- ③ 本規定は、昭和47年に毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正した際に追加した条文であり、長距離運転者の疲労に起因する事故防止の観点及び事故発生時の適切な応急措置や緊急通報等の必要性の観点を考慮して、消防法、高圧ガス保安法等とともに導入されたものである。

- (2) 一方、自動車運転者の労働時間に関しては、ILO 条約（第 153 号）に準拠した厚生労働省告示*「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が定められている。なお、緊急輸送、緊急作業及び毒物劇物以外の危険物輸送については適用除外とされている。

* 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年二月九日労働省告示第七号)における規定。①運転時間は、二日を平均し一日当たり九時間（中略）を超えないものとする。②連続運転時間(一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、四時間を超えないものとする。

- (3) 国内の関係法令である消防法における運転要員の確保基準については、「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の規制に関する規則」の改正（平成 15 年 12 月）により、国際整合性を図る観点から、従来の距離による規制に代えて時間による規制に変更されたところである。また、高圧ガス保安法及び火薬類取締法についても、現在、同様の改定に向けた検討が進められているところである。

3. 改正案

- 我が国における毒劇物運搬にかかる運転要員の確保方策については、過労運転防止の観点（渋滞等による拘束時間の不確実性、道路事情・車両の性能向上）及び事故発生時の対処の観点（移動通信体の普及による通報手段の多様化・迅速化）を考慮するとともに、国際基準及び国内の関係法令との整合性を確保する観点から、以下によることとしたい。
- ・ 施行令第 40 条の 5 第 2 項で定める毒物又は劇物を車両を使用して 1 回につき 5,000kg 以上運搬する場合であって、長時間にわたる運搬となる場合には、車両一台について運転者のほか必要な員数の交替する運転者を同乗させることとする。
 - ・ 長時間にわたる運搬の基準については、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、連続運転時間（一回が連続十分以上、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、四時間を超える場合、若しくは、運転時間が一日当たり九時間を超える場合とする。